

司法試験考査委員が答案審査を行う際の留意事項について

平成28年11月24日司法試験考査委員会議申合せ事項

司法試験考査委員は、論文式試験の答案審査を行う際、当該答案の記載内容等に照らし、不審と認めた場合には、速やかに司法試験委員会の庶務を担当する法務省大臣官房人事課に連絡することとする。